

第66回板橋区資源環境審議会

(令和7年7月22日(火)：午前10時00分～12時00分)

○環境政策課長 定刻になりましたので、第66回板橋区資源環境審議会を開催させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、資源環境部長より、改選委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。

本日、6名の委員の皆様へ委嘱状の伝達をさせていただきます。お名前をご紹介しますので、その場でお立ちいただきまして、委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。

大戸孝宏様。

○資源環境部長 委嘱状、大戸孝宏様。

東京都板橋区資源環境審議会委員を委嘱します。

令和7年6月30日、板橋区長、坂本健。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境政策課長 工藤嗣人様。

○資源環境部長 委嘱状、工藤嗣人様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 川口雅敏様。

○資源環境部長 委嘱状、川口雅敏様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 横川たかゆき様。

○資源環境部長 委嘱状、横川たかゆき様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 実正やすゆき様。

○資源環境部長 委嘱状、実正やすゆき様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 くまだ智子様。

○資源環境部長 委嘱状、くまだ智子様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 委嘱状の交付は以上となります。ありがとうございました。

なお、本日は、久保委員、河野委員から、ご欠席のご連絡をいただいております。また、委員の副区長、尾科につきましては、同時刻に別の公務が入っておりますため、欠席とさせていただきます。

それでは、議題に入る前に、本日の資料について確認をさせていただきたいと思っております。机上に配付させていただいた資料が4点です。

「次第」

「委員名簿」

「座席表」

「資料4 (仮称)板橋区環境基本計画2035素案(案)の資料差替について」
また、事前に送付させていただきました資料が9点です。

資料1-1 「(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035骨子(概要版)」

資料1-2 「(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035骨子」

資料2 「(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035素案(案)」

参考資料として参考1、参考2、参考3

資料3 「第65回板橋区資源環境審議会主な意見と対応方針」

資料4 「(仮称)板橋区環境基本計画2035の素案(案)」

資料5 「(仮称)板橋区環境基本計画2035関連事業一覧」

資料の不足がありましたら、お声がけいただければと思います。

なお、本日の会議につきましては、板橋区資源環境審議会運営方針によりまして、会議終了後に会議録を調製させていただきます。発言内容につきましては、事前に内容をご確認いただいた上で、ホームページ等で公表させていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、本日は傍聴者の方が2名いらっしゃいますので、ここでご入場をいただきます。

(傍聴者入場)

○環境政策課長 それでは、議題に入らせていただきたいと思います。伊香賀会長、どうぞよろしく申し上げます。

○会長 それでは、第66回板橋区資源環境審議会を開会いたします。

本日の議題について、次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず報告事項として、(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035骨子及び素案(案)の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

○資源循環推進課長 それでは、(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035骨子及び素案について、進捗をご報告いたします。

本日お配りさせていただいている資料がございまして、現状、進捗といたしましては、本計画、本年1月に本審議会に諮問させていただきまして、その後、その下に設置していただいた清掃・リサイクル部会を4回開催し、骨子まで検討いただいたというところです。その後、今現在、素案を検討中という状況です。それを踏まえまして、現状までの部分についてご説明いたします。

それでは、「資料1-1概要版」をご覧ください。

まず、初めに、左上、計画の基本事項です。

本計画の位置づけですが、(3)の計画の位置づけをご覧ください。廃棄物処理法に基づく法定計画であり、また、食品ロス削減推進法の努力義務に基づく計画であります。

また、その右側、計画期間ですが、計画期間としては10年とすることとして整理をしています。

続きまして、右側、区を取り巻く現状です。

(1)として国内外の廃棄物・資源循環の動向で、①としてSDGsの取組を示しましたほか、②で「循環経済」(サーキュラーエコノミー)への移行を記載しております。国は、その下、⑥にあります第五次循環型社会形成推進基本計画の中で、線型経済からの移行を推進することが鍵というふうに記載しています。

続いて右側、(3)に参ります。今後10年間の想定される社会変化です。左上、DX・AI技術では廃棄物処理分野への応用が期待されます。一方、その右の少子高齢化では、ごみ資源の排出構造の変化や、安定・継続した処理体制という点で、担い手の減少が予想されるところです。左下、局地的災害の増加では、局地的な集中豪雨

の増加が想定される場所です。そのほか、サーキュラーエコノミー推進への機運の高まりを想定される場所です。

これら、現状や将来の変化は相互に関係する複合的な要素でもあり、計画の策定において検討材料とするということとしています。

続いて、その下、項番3、現行計画における取組成果と課題です。

指標は、二つありまして、一つが、指標1が区民1人1日あたりの資源・ごみ量ですが、こちらは令和5年度において目標を達成しています。また、令和6年もこれよりさらに進んでいる状況というところではあります。

指標2、リサイクル率については、令和5年度では目標値に届かないものの、令和6年度から開始したプラスチック資源化により増加する見込みとなっています。こちら、直近の数字につきましては、現在集計中というところではあります。

なお、清掃・リサイクル部会の中では、リサイクルされる製品の軽量化が進んでいるということから、当指標の取扱い上の留意点についてご指摘をいただいたところではあります。

次のページをご覧ください。裏面になります。項番4、区民・事業所アンケートと組成調査結果です。こちらは令和6年度に実施したものです。中段以降が、区民、事業所、それぞれの結果を記載しております。

一部ご説明申し上げますと、(1)区民アンケートでは、左側、プラスチックの分別において、分別回収の認知度が87.4%、うち協力度が93.4%と、高い協力が得られている状況です。また、その下、ごみ・資源の分別収集では、収集回数について現状を望む意見が過半数となっています。

その、さらに下段です。下段、(2)事業者アンケートですが、区収集を利用して事業所において、事業系シールの貼付率が83.7%という結果となりました。こちらは平成27年度の前回調査が75.9%でしたので、改善となっています。

次のページをご覧ください。続きのページですが、上段はごみの内訳を示す組成調査です。

1点だけ申し上げますと、左上のごみ組成比率につきましては、平成27年度と比較し、厨芥、いわゆる生ごみであったり、紙・プラスチックで前回調査から変わらずに約8割を占めております。

なお、厨芥の割合は増加しておりますが、ごみの総量自体が削減できているため、量としては厨芥の減ということではあります。

続いて、下段、項番5、将来像と基本目標です。

こちらは策定方針等で定めておりまして、基本理念、達成目標につきましては、基本的に現行の計画と同様となっています。

基本方針では6点となっております。いわゆる優先順位を意識する、自分ごと化する、できることから始める、環境負荷を低減する、オール板橋で進める、適正な費用負担を図るということとなっております。

その下、計画目標、KGI、KPIというところではありますけれども、こちらは、現在、素案の中でお示しし、ご審議等いただいている状況です。

続いて、最後のページです。

項番6 左上がごみ処理基本計画、右側、項番7 食品ロス削減推進計画、その下、項番8 生活排水処理基本計画、この三つとなっています。それぞれ現行計画を踏襲しつつ、昨今の状況から更新を加えているものです。これらにつきまして、骨子の段階では施策例でという形でお示しし、ご審議いただきまして、現在、素案の中でさらにそれを深めているという状況です。

現状、骨子の部分、簡単に少しご説明いたしますと、項番6のごみ処理基本計画につきましては、その中に五つ分かれておりまして、情報発信・普及啓発、発生抑制、再生利用促進、収集運搬、適正処理・処分となっています。

1番の情報発信・普及啓発という部分につきましては、昨今区民の方が、高齢化であったり、または外国人の方が増加している、あるいはライフスタイルが変化する、様々であるなど、区民の多様性に対応した情報発信を進めているというところを整理しているものです。

項番2の発生抑制という部分では、今般、現行計画では食品ロス削減につきまして重点的に取り組んでおりますが、先ほどご覧いただきましたように、生ごみ、紙、プラスチック、その三つが8割を占めるということから、これらを集中的に取り組むということとしています。また、現在、行動変容を支える、見える化、ナッジというところで、やはりそういった取り組みやすくする行いが重要視されておりますので、そういったものを取り入れてまいります。

項番3、再生利用促進というところですが、こちら、現状、区の課題としましては、いわゆる集積所に出して以降、なかなか区民の方がどうなるか分からないということがあります。そういった点からも、情報発信の部分にも関わりますが、リサイクル、リユース、出した後にその製品がどうなるかということを含めて考えていただくという視点を持っています。その中で、現在行っている拠点回収の品目ですとか収集場所等について考えるというものです。

項番4、収集運搬につきましては、現状、先ほど高齢化というところだったり、担い手不足というお話をいたしましたけども、実際この中の視点としては、いかに集積所にごみを出しやすくするか、あるいは、集積所に出されたごみをいかにその後の処理をしやすくするかという視点というところになっています。その中で、多様なニーズや、ごみの組成、排出量に応じた対応というものを考えていくところです。

右側、適正処理・処分というところですが、こちらにつきましては、昨今のいわゆるゲリラ豪雨等の局地災害の対応ということです。

また、排出者責任の明確化と費用負担の見直しというところで、現在、国においてもいわゆるごみの有料化につきましては進めるようお話が来ておりますので、そういったところの対応を考えているものです。

項番7の食品ロス削減推進計画につきましては、これら項番6でお示ししたごみ処理基本計画の部分の食品ロスに特化した部分というところですが、

1点だけ申し上げますと、項番3のところに「共感と連携による『もったいない文化』の定着」というところがありますが、いわゆるフードロスにつきましては、フードバンクですとかフードドライブといったように、横の連携というものが非常に重要となっています。その点、食品ロスにつきましては、こういった点を重要視するとい

いますか、少し取り上げて考えるというところです。

項番8 生活排水処理基本計画につきましては、区の中にいわゆるし尿ですとかそういうものの処理というところでして、現在、数は少ない状況ではありますが、一定あるというところで計画に定めるところです。

骨子につきましては以上となりまして、資料1-1というところと、その詳細を記載してございますのが「資料1-2」という位置づけです。

続いて「資料2」の部分ですが、この資料1-1、資料1-2でお示しをする各施策例につきまして深めていくという状況になっており、資料自体は直近で7月1日に第4回を開催させていただいたものの資料となっています。

この中でも、情報発信の中で区としてお示しをさせていただいたところですが、その中で、様々な委員の皆様からご意見いただきまして、その修正につきましては、今度8月6日に開かれる第5回で反映するという予定となっています。

一部ご紹介いたしますと、いわゆる情報発信、環境学習という点で、グリーンカレッジを活用するすとか、あるいはこども食堂に出前に行ったらどうかというふうなお話をいただきましたり、区民の対応というところで、いわゆる高齢者や外国人の方々にどういふに届けるのか。あるいは情報発信というところで、どのような情報発信するかという点につきまして、区と区民と事業所と、それぞれが話し合う、共創してつくるという視点についてどう盛り込むかというふうなご意見をいただいているところです。

参考としておつけいたしました資料は三つあります。達成目標と計画目標事例、計画目標設定例ですけども、こちらにつきましてもお示しをして、ご検討いただいているところです。

少しだけ簡単に話させていただきますと、「参考資料1」というのをまずご覧いただければと思います。ぺら1枚の紙です。

こちらは、今回計画として、達成目標としては、循環型経済社会の実現及び循環型廃棄物処理システムの構築というところですが、こうした大目標といえますか、達成目標をいかに区民目線といえますかに置き換えるかというところで、下に少し、区民の皆様の視点というところで、それぞれ区民の皆様、あるいは事業所の皆様が行動する際に、まず自分ごととして考える、誰か違う人のことを考える、地球全体のことを考える、こういった視点が大事でないかというふうな提案といえますか、試みの文章を入れさせていただいております。

続いて「参考資料2」ですけども、こちら現在検討しています、いわゆるKGIというものですが、現状では、区民1人1日あたりの総排出量とリサイクル率という指標を用いています。

その中で、部会でも、リサイクル率につきましては、例えばびんが減ってプラスチックが増えているというように、単純に全体の重さを比較するのは難しいというふうなご意見を頂戴した部分もありまして、そういった点、区の方で検討して、現状、参考資料2の1枚目の外枠、囲んでいるものを、今、検討しているところです。

一つが、区民1人1日あたりの総排出量ごみ資源、こちらについては同様です。

そして右側、年間排出量です。こちらにつきましては、現状、人口については、し

ばらく増ということが予想され、人口が増えればごみが増える、ごみや資源が増えるということですが、ただ実際のお話としまして、中間処理、清掃工場の能力でありましたり、あるいは最終処分場の埋立ての残余年数であったり、そういったことを考えますと、人口が増えてもごみの総量を増やさないというふうな視点で、この二つを示しているものです。

裏面以降につきましては、少し詳細な情報に触れています。

最後、「参考資料3」です。参考資料3としましては、現状のごみの量と今後の見通しというところで書いています。

左側は今後のごみ資源量の見通しという部分につきましては、区民1人当たりのごみ量、年間排出量、それぞれ現状の政策を続けるという部分におきましても一定減るというふうな認識に立ってまして、またさらにそれを進めて、一定の減量という数値を設定していきたいと考えています。

右側、主要品目のここ10年の変化というところでして、そこに紙類、プラスチックなどの3点が記載されています。

表としましては、左側が平成27年、現行計画の策定時、右側が直近の調査というところ です。

それぞれ年間排出量、区民1人排出量につきまして、全てにおいて減となっている状況です。

そういった中で、紙やプラスチックについては非常に減っている、生ごみについては少し減りが鈍いといいますが、緩やかという部分であり、こういったものを現況としてどれくらい減っているのか、認識を踏まえ、これをさらにどう減らすかというのを、計画の数字に反映させていただくというふうに考えています。

資料の説明としては以上となりますが、素案につきましては、次回の8月6日、第5回の清掃・リサイクル部会でまたご審議いただきまして、その後、9月の本審議会について、その結果につきましてご報告させていただく予定でいます。

○会長 それでは、ただいまの報告について、各委員からご意見、ご質問をいただきたいと思 います。

○委員 アンケートの結果を確認させていただきました。ごみの有料化について、ほとんどの区民の方がノーと言っている中で、板橋区とすると、国の方から言われたから、これを積極的に進めるというようなニュアンスに私は聞こえたのですが、まず、その点の確認。

それと、もう一点は、資料1-1の最後ですが、**「5 適正処理・処分」**の部分なのですが、その排出者責任の明確化と費用負担の見直しということがございました。これ、一般廃棄物の場合は、いわゆる責任は区にあるというふうに私は理解してありまして、この排出者責任というのは、例えばどのケースを指すのでござい しょうか。その辺についてもご説明いただければと思います。

○資源循環推進課長 まず1点目、有料化ですが、前提として、まず国が有料化を 図るべきだというふうに話をしているという状況です。

区としては、ただそういう状況はありますけれども、様々な減量の施策を取った上 で有料化というのを考えていきたいと考えていますので、そういった意味では、有料

化ありきというよりは他区の状況等、実際に23区全体で合わせて勉強、検討している状況であります。そういった状況を踏まえてどうするべきかというのを考えていくという視点でいます。

また、排出者責任という部分ですが、いわゆる区全体として、一般廃棄物処理の統括的責任は区市町村であるというところのお話ということだと思います。そういった点では、区の方にあるということで、その全体につきましては区の方にあります。

一方で、排出者責任ということと言いますと、正しく出すことですか適正に出すという部分で、いわゆるごみを発生させた人が適切に区が収集運搬するまでの処理を行うという視点が入っているというところですよ。

○委員 資料1-1の項番3、現行計画の各項番「(2)指標2 リサイクル率」の表と、資料1-2の17ページ、(2)計画目標の達成状況の「②指標2 リサイクル率」の関係のところですが、上の数字、いわゆる平成27年の数字は、資料1-1の方は合っていますが、17ページの方の数字がずれているみたいです。この辺、資料の作成のミスなのか、お尋ねしたいと思います。

○資源循環推進課長 資料1-1の方が少し更新前ということになってしまっていて、正しくは資料本編の方に記載されているというところになります。大変失礼いたしました。

○委員 そうしますと、資料1-2の17ページを見ていただくと、上の表の中には平成27年(2017年度)21.5%、下の折れ線グラフを見ていくと21.5%というのが2015年です。それで、2017年の上の方の折れ線を見ると、22.4%になっています。この辺が資料とずれていると思いますが、いかがでしょう。

○資源循環推進課長 この表に載っている2017年21.5というのが正しい数字ですので、下のグラフは誤りとなります。修正させていただければと思います。

○委員 資料1-1の現行計画(2025)における区民1人1日あたりのごみ資源の排出量が、令和7年度までで目標値598gまで削減というのは令和5年時点で達成をしているということですが、この達成が早まった要因というのはどのように捉えていらっしゃるのか、改めてお聞かせいただきたいのと、それから、参考資料2として頂いておりました代表的な指標の事例といたしまして、他区において、2030年までのこの排出量の目標値が示されておりますけれども、本区の基本計画2035ではこの区民1人1日あたりのごみ資源の排出量の目標値はどのように設定をして、この計画に盛り込まれるご予定なのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

次項の議題になっていきます環境基本計画2035の中には、目標値検討中ということで483gという数字が記載をされているのですが、この一般廃棄物処理基本計画の中ではどのように計画されるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○資源循環推進課長 まず指標1、区民1人1日あたりのごみ資源量が減となったというところにつきましては、大きく二つあると思っています。

一つは、実際に区の施策にご協力いただきまして、皆様のごみの減量に取り組んでいただいたという点。また、先ほど少しありましたけれども、現状、過剰包装が減っ

ていたり、あるいはそれぞれが薄くなっているというふうに、ごみそのものの形状が軽くなっている、その二つの方向があるのではないかと考えているところです。

また、続いて目標値ですが、こちら、環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画では同様の数字になるというような状況でして、現状お示ししている数字は今現在調整中で、今後さらに検討を進める中で確定してまいりたいと思っているところです。

○委員 情報発信・普及啓発について、素案の23ページに書かれておりますけれども、外国人世帯への普及啓発についてですけれども、今現在におきましても、外国語版のリーフレット等の配布ですとか、普及啓発を行っていただいておりますけれども、人口予想を見ましても、外国人人口、まだまだ増加する見込みである中、こういった取組のさらなる必要性を実感しておりますけれども、この普及啓発の施策の方向性の中では、自分ごとになる啓発への進化というふうに掲げられておりますけれども、この外国人世帯の方に自分ごとと捉えてもらうという、そういった施策の方向性を現時点ではどのようにお考えになっているのか、可能な範囲で教えていただけたらというふうに思います。

○資源循環推進課長 現状、これからの検討となりますけれども、外国人の方、いわゆる情報として伝えるだけではなくて、恐らく文化の違い等もあるかなというふうに思っております。そういった方にどのようなアプローチができるのかというのは、今後の検討課題と思っているところです。

○委員 事業系の排出基準の見直しについてなんですが、今、役所の車で取っているのは、そんなに多いごみって取っていないと思うんですよ。それをもっと減らしちゃうと、今度、回収業者の方、廃棄物業業者の方が処理料金、頂く料金の上限が決まっちゃっているんで、その金額じゃちょっと行けないよというお客さんが出てきちゃう可能性もあるので、そこら辺は慎重にさせていただかないと思います。中小排出事業者が本当苦労してしまうという形になってしまわないかなと思うので、その辺の基準というのはやっぱり考えていただかないと難しいのかなと思っております。

○資源循環推進課長 いわゆる日量50kgでございますけれども、その基準につきまして、現状、今回の収集運搬の中でも、いわゆる持続可能な収集運搬という部分がありますので、そういった中で減らすということが長期的には望ましくない結果になるのではということも踏まえまして、検討が必要と認識をしている部分です。

○委員 まずは、区の方に求められている責任みたいなところを伺いたいのですけれども、資料1-2の43ページの食品ロスの辺りからなんですけれども、食品ロス削減推進法で求められていることというのは、区民の皆様に対する普及啓発や、区民の皆様が取り組むに値する施策を考えていくということを求められているのかなというふうに理解しているんですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○資源循環推進課長 はい、お見込みのとおりです。

○委員 そうしますと、例えば先ほどの資料1-2の43ページの食品ロス削減推進計画の中で、例えば区民まつりのイベント等で出店をして発信するというような記載があったりするのですが、具体的に、区の事業では、区の事業自体によって、区民まつりですとか、学校給食、花火大会などでも食品ロスというのが生じていると思ひまして、区民まつりの出店等での発信ももちろんいいんですけれども、その区民まつ

り自体で、例えば食品ロスにこうやって取り組みましょう、祭りで出る食品ロスに対してこうやって頑張ってみみんなで削減していきましょうみたいな取組があると、もっと直接的な働きかけというか、普及啓発につながるのではないかというふうに思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○資源循環推進課長 区民まつり等の出店を、いわゆる普及啓発だけじゃなくて、区民まつりそのものを、区としてもそういった啓発の、区としての取組として示すというふうなご意見だったかと思います。

現実の部分で申し上げますと、いわゆる一般廃棄物処理基本計画は、いわゆる区が処理する立場としての計画となっており、区民まつりというのは、逆に事業所として区が排出する立場になるので、厳密にはそこは区分されるものであります。ただ一方で、そういったものの接続ですね、いわゆる収集する立場と実際に出す立場、別々で考えるということではなくて、そこは一体的に、区として、区全体としてごみを減らしていくというふうな姿勢を示すということは大事だと思いますので、そういった点では、そうした事業所管課との調整ですとか意見交換というのは進めていきたいと考えているところです。

○委員 この後、もうすぐ花火大会もありますし、学校給食ですとか、いろいろな区の施設でも、レストランやカフェなどがあって、食品ロスなどが出ていると思いますので、ぜひそういった取組もご検討いただけますと嬉しく思います。

○委員 2点、質問させていただきます。土の話と学校の教材関係の話です。

資料1-2の方の、アンケートを取ったところ、自由意見に、植木の土や衣類の回収拠点を増やしてほしいというものがあります。

植木の土については、今、板橋区の方では回収というのは恐らくやっていないというふうに認識をしています。これは結構、区民の方から、土をどうしたらいいのかというお話を再三いただくところではあるのですけれども、土に関しては、基本的には土の整備をして何度も使ってくださいという方針でいるのかとは思いますが、何度も使うにしても、やはり最終的にはどうにかして処理しなくてはいけないというところもあるかなというふうに思っておりますので、これについてどのように今後の方針を考えていらっしゃるのかということ、一つ教えてください。

○資源循環推進課長 いわゆる土につきましては、区としては収集していないという部分であります。現状においては、今後も区が集めるということは考えていない部分ですが、要請がありましたら、そういったものを収集ですとか処理していただける事業者をご紹介するというところを行っており、今後も基本的にはその方向かなと考えているところです。

○委員 引き続き、学校の教材について教えてください。これ、土とも関係するのですけれども、ご存じかと思いますが、小学校1年生、大体朝顔の栽培をします。土が自動的に自分の家に来てしまいます。何か栽培をしようと思わなくても。あと、プランターも、大体1年生、2年生、3年生ぐらひは繰り返し使ってはいるのですけれども、最終的には大量のプランターが各家庭にて廃棄しなければいけないというような状況があります。紫外線の関係とかもあるので、プランターの再利用はなかなか難しいというところもお伺いはしますけれども、自治体によっては、集めてもう一度作り

直すというような方向にも動いているところもあるようです。

プランターだけの話ではないですけども、学校でこういう環境教育というのをやる上で、何というのかな、誰かに来てもらってごみをなくしましょうねというような教育をお子さんにするとか、あとはフードロスとか、そういった方向には進むんですけども、なかなか教材というところまで、教材の選定までに動いていないような気がしていて、ただ、保護者としては、学校が選んで買ったものは受け入れなければいけない。でも、これ、どうしようというお話もよくお伺いするんですね。なので、学校の教材を環境教育の観点から考えて、選定の時点から考え直していくということも、してもいいんじゃないのかなというふうに私自身は考えているのですが、その辺り、今やっていること等も含めて、ありましたらお聞かせください。

○資源循環推進課長 現状、学校の教材選定という部分で、資源循環推進課の方で把握しているものはないという状況です。その辺りは、環境教育という部分と、ちょっと情報を確認しながら何ができるか、できないか、ちょっとこの場で申し上げるのは難しいですけども、少し情報収集に努めていきたいと考えています。

○委員 先ほどの学校教育の部分に関連して、ちょっとコメントしたいんですけども、私はリサイクル部会の方でも、板橋区の教育委員会との連携も含めて、学校教育の中にぜひ、板橋区の状況に関連する教育をしていただければなというふうに考えております。

それから、私の方から、2点ほど質問がございます。

一つは、板橋区の各廃棄物の処理のキャパシティがどういうふうになっているか。今回、2035の計画を立案する中で、10年後までのそういう板橋の、どれだけ産業廃棄物というか、廃棄物が発生してきますよというのは、予想値は出ているんですけども、それを処理する施設のキャパはどういうふうな推移が想定されているのか。必要であれば、増設とかそういうのも考えているのかということ、一つ、コメントいただきたいと思います。

それから、もう一つ、最近テレビでも取り上げられることが多いんですけども、リチウムバッテリーとかモバイルバッテリーに起因する事故、飛行機の中で火事が起こったり、それから、廃棄物処理場で火災が起きたりしています。そのことを考慮して、そういう高容量のバッテリーの処理に関する対策はどういうふうに今後されていかれるのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○資源循環推進課長 まず1点目の廃棄物処理キャパシティというところでは、現状で、体制といたしましては、可燃ごみであれば、いわゆる清掃一組、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場ということになりますし、また、資源ということであれば、民間事業所だということになります。キャパシティといいますか、清掃工場も、今、建て替えるというところの話もありまして、ごみの量を見据えながらそういったものが考えられるという認識に立っております。

そういった中で、プラスチックもそうですけども、いわゆる区で自前で処理施設を造るというのはなかなか難しい部分がありますので、いわゆるそういったことが可能な事業者様の動向ですとかお話を伺いながら、いわゆる民間事業者の皆様との協力の下に、どういうふうに進めていくのかということ、キャパシティという部分では

考えているというところでは。

2点目、リチウムイオン電池ですが、こちら、国の方でも、いわゆる収集につきましては、市区町村の方で強化をというふうなお話をいただいているところでは、現状、区の方では、いわゆるリチウムイオン電池の団体でありますJBRCをご紹介しているという状況でございまして、やむを得ない場合には、区にご相談いただいて、排出していただくというところをされているところでは。

実際、この辺りにつきましては、来年度あたりに向けて、少し区の方で処理を強化できないかというところにつきましては、現在調整中です。

○委員 確認したいのは、区の処理の余裕度がどのぐらい、何%ぐらい現状あって、10年後にはどのぐらいになるのかということとをどのように想定されているのかというところを確認したいと思うのですが、何かお答えいただけますか。

○資源循環推進課長 はい。1点、キャパシティーといいますか、余裕といいますかということにつきましては、清掃工場につきましては、基本的には清掃一部事務組合の範疇になりますけれども、数%、10%、具体的な数字は出てこないんですけども、持っている状況です。というのが、実際、清掃工場につきましても23区共同で処理しておりますけれども、実際にメンテナンス等で、一月、二月、止まる場所もあります。そういうときにも対応できるよう、あるいは他自治体で災害が生じたときに受け入れられるようというところで、そういった意味では余裕を持っているという状況です。それが今後どの程度の余裕を持ち続けるのか、ごみの数が減っている中で、実際、工事といいますか、清掃工場の設置、設立経費も相当かかりますので、そういうところの調整になってくると思っております。

実際、あと、民間といいますか、資源その他につきましては、キャパシティーという点では、いっぱいいっぱいというふうな認識には立っていないところであり、それが明確に何%という数字は、現状、把握はしていないという状況です。

○委員 2035年計画なので、10年後を見据えた計画をお願いします。

○委員 今回の「一般廃棄物処理基本計画 2035」個別的にはとてもよく書かれていると思います。しかし、各項目がそれぞれ独立しているわけじゃないと思います。各項目の「つながり」が見えないというところがあるなと思います。

基本は、ここ数年の異常気象等々を見ていると、私たちの消費行動がどうあったらいいのかというところでは、それからリチウムイオン電池など便利に使っているけど、それが傷害を受けると発火するなどつながりがあるのです。自分の住んでいるところで、絵本かえっこの受付をやっているのですが、絵本の中に多くのリチウムイオン電池が使われて、音が出なくなったといって絵本を持ってくるのですが、「これは使えないから駄目ね」ということで、「リチウムイオン電池を取って廃棄しましょうね」という指導もするようにしています。この「つながり」をどのように考えて行動していくかというところが課題と考えます。で、参考資料1には達成目標と、そして循環廃棄物処理システムの構築となっていますけれども、このところの「つながり」が見える、考え方や行動変容を及ぼすようなことをどこかに入れてほしい、という感想もあります。

○会長 この参考資料1の辺りは一つのヒントになるかと思いますが、いかがでしょ

うか。もう少し部会でも練っていただいてと思います。

○委員 今回、こういった板橋区環境基本計画ということで、骨子、廃棄物処理基本計画2035ということなのですが、これはやっぱり10年、20年先ということも含めて、今、おっしゃっていたんですけれども、やっぱり小さいうちから、ごみに関しては、ある程度勉強して必要だと思いますし、これは根本的だと思うんですね。ですので、今、教育現場の中で、例えばこういった一般廃棄物処理とかに関して、板橋区の教育委員会としては、現状、今どのようなことをやっているのかということをお聞かせ願いたいのと、今後やっぱり子供たちから、10年育って行って、ある程度こういうものはこういう捨て方があるよとか、やっぱり先ほど言われていたとおりなんですけれども、小さいうちから根づけていかないと、区民の意識というのは変わらないと思うので、その辺をちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○環境政策課長 まず、環境教育に関連して、いわゆるごみに関する教育というところにつきましては、板橋区におきましても、学校の環境教育の一環の中で、例えば総合学習の時間の中で、そういったテーマを含めて環境教育というものに取り組んでいるところです。

そちらにつきましては、いわゆる教育委員会部局と板橋区の区長部局が連携いたしまして、環境教育プログラムというものの開発、運用ということも行っていますので、それは環境教育推進協議会の場でも、そうした全庁的な環境教育の取組ということで取り組んでいるところです。

非常に、環境教育のテーマということも、時代とともに変わっていくというところがありますので、その辺りは、そうした協議会の議論も含めて、どういった点に力を入れて行っていくのかというようなことを、今日もこの廃棄物に関する関心が非常に寄せられているところですので、そうした環境教育の分野におきましても、時流を捉えた教育というものに取り組んでいきたいと考えています。

○委員 環境教育プログラムということで、ちょっと今お話を伺ったのですが、ある程度どんなような成果が出ているかというのは、一例でもいいのでちょっと上げていただけると分かりやすいと思うので、お願いします。

○環境政策課長 実際に、非常に幅広いテーマということがございましてけれども、例えば地球温暖化ということが世の中でも取り上げられているところでして、今回の環境基本計画の策定の子供たちのアンケートで、そういった関心の高さということがうかがえるところであり、環境教育プログラムの中でも、そうした地球温暖化ということもテーマとしたプログラムを実施させていただいているというところです。そうしたところでは、より子供たちの関心に沿った環境教育でありますとか、また、それは教える側の方々に対しても、非常にプログラムを実践していく上での経験ということを積む機会ともなっているところです。

今後はそのプログラムの幅を広げていきたいと思っていますので、どのような内容を取り上げていくべきかということは、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○委員 今回、地域の問題として今一番困っていることをちょっとお話ししたいと思います。

枝を切った、廃棄物の枝のごみですね。その枝を切ったごみが、トラック1台かライトバンみたいなもの1台で捨てられると思うんですけども、各町会のごみ置き場に二つか三つぐらいずつ捨てていく。75の大きい袋で捨ててあるので、多分植木屋さんとかそういう方が捨てていくとは思いますが、それが、月曜日が一番多いです。でも、二つか三つぐらいなので、ごみの処理の方は、それは持っていくわけですよ。でも、全体では、町会とかでお話を聞くと、うちもある、うちもあるという感じでその話が最近多いので、ちょっとお話ししておいて、どんなふうにしたらいいかということ。

あと、もう一つ、外国人が今、非常に近くに住むようになりまして、なかなかいろいろなごみを、ガチャガチャに捨てちゃうんです。パンフレットとかを持って行って、町会なんかでは、終わったら皆さん掃除したり、網を片づけたり、そういうことをやるんですけど、外国の方にはそういうことはしなくていいから、分別だけはきちんとしてくださいということでパンフレットを渡して。そして、1か月、2か月、3か月、大きな目を見て、だんだん慣れてきたらば、プラスチックごみとかなんとかと分別するようには私たちも注意して見ているんですけど、それはだんだんうまくなりました。

けれど、本当に近くに外国の方、若い方とかなんかが住んでいて、もうめっちゃくちゃに捨てていて、最初はもう、そういうのが分かりますから、収集する方は置いていきますから、それをその人たちに注意してもなかなかできないので、地域の人たちで皆さん注意してやってくれた感じで、今はやっています。

だから、そんな感じで、特に産廃の枝を切って置いていってしまうというのが、今、二つか三つなので、どこかのおうちで庭の木を切って捨てたのかなというような感じで多分持っていくとは思いますが、町会全体でそういうのもが捨ててあるということで、それを教えてもらえたらいいなと思うんですけど、よろしくお願いします。夜中の2時か3時ぐらいに大体捨てているらしいので、なかなか見つけることができないんです。

○資源循環推進課長 いわゆる植木といたしますか、剪定枝といたしますか、事業者が切った剪定枝を、まちの集積所に置いていってしまうというお話だと思います。実際、いわゆる事業系が家庭の中に入っているということ自体は、状況を把握して、指導するものは指導するという話になると思います。現状、何か詳しい状況等あれば、資源循環推進課か清掃事務所にご相談いただきたいと思います。ケース・バイ・ケースになるかと思うので、適宜、発見次第ご相談いただければというふうに考えています。

○委員 先ほどお話がありましたリチウムイオンについて、清掃工場が、戸田市なんかはもう稼働が止まっている、そういうような状況で、パンクしちゃっているような状況になっていますよね。仮にですが、なければいいんですけども、板橋がそういう事態に遭遇した場合、その対応策というのはどういうふうに考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○資源循環推進課長 いわゆる板橋清掃工場でそういったことが起きた場合というようなお話と承っているのですけれども、23区共同処理をしていますので、どこかの工場が仮に止まってしまえば、空いている工場にごみを持っていくという話になります。そういった意味で23区全体になりますので、当然、一つの工場が止まった場合

は、どこか違うところに行く、また逆の話もそうで、違う工場が止まったら板橋清掃工場に持ち込まれるということもあります。23区全体で取り組むということですので、規模感によりますけども、基本的にはその中で対応していくという考え方と認識しているところです。

○委員 現状は、中野区も板橋へ来ておりますよね。そんなようなことで23区で運営しているわけですが、一部事務組合でやっているわけですから、そのようなことで対応できれば一番ありがたいんですが、なかなかそういう事態が発生した場合、他区でも敬遠することが多いと思うんですけども、何とかそういうことのないように、また、清掃車でもそういう、詰め込んだときに火が発生するということが起きていますので、十分に注意して収集運搬していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○会長 それでは次の議題、審議事項ですが、（仮称）板橋区環境基本計画2035素案（案）について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○環境政策課長 それでは、（仮称）板橋区環境基本計画2035素案（案）につきまして、前回の審議会でお示した素案につきまして、いただきましたご意見を踏まえ、修正した内容となっています。ご説明をさせていただきたいと思います。

今回の修正点、追加点は、主に4点です。

一つ目は、前回の審議会でもいただきましたご意見を踏まえ、修正を行ったものです。

二つ目は、基本目標6の環境教育の部分。前回の審議会以降、環境教育推進協議会にお諮りいたしまして、いただきましたご意見を踏まえ、修正を行ったものです。

また、三つ目では、基本目標5のネイチャーポジティブ、自然環境の部分につきまして、前回は内容が調整中でしたので、今回記載をさせていただいたものです。

最後に、四点目は、四つの基本目標の施策の指標を今回お示ししています。

それでは、資料3をご覧くださいと思います。こちらは、前回の審議会でもいただきましたご意見とその対応、前回の審議会の振り返りになります。

説明につきましては、資料4の素案（案）を引用しながらご説明させていただきますので、二つの資料を見比べながらお聞きいただければと思います。なお、資料4では、修正・追記した箇所は赤字でお示しをしています。

資料3の1ページ目、第1章 計画の基本的事項で、意見1といたしまして、板橋区の基本構想、基本計画の記載に関するご意見、板橋区環境基本計画関係の記載に関するご意見でございました。こちらにつきましては、資料4の4ページをご覧くださいと思います。赤字の部分になりますけれども、2 計画の位置づけ の冒頭におきまして、環境基本計画が基本構想で掲げる将来像の実現に向け、基本計画で示す環境関連の組織横断的に取り組むテーマをはじめとした施策を、環境面から具体化する旨を追記させていただきました。

資料3、第2章 環境の現状と課題です。意見2といたしまして、国の地球温暖化対策計画の見直しの閣議決定の中で触れられているライフサイクルカーボンの反映についてのご意見です。こちら、資料4の33ページをご覧くださいと思います。

上の部分、まちづくりにおけるゼロカーボン等の取組の一つ目のセンテンス、赤字の部分になります。「ライフサイクルカーボンの視点での温室効果ガス排出量の評価

を検討するなど、ゼロカーボンの取組の精度を高めていく」旨を追記させていただきました。また、ライフサイクルカーボンということについては、34ページに、コラムという形で、その内容を追記しています。

次に、資料3の意見3です。前計画の振り返りの追記に関するご意見です。こちらにつきましては、資料4の11ページをご覧いただきたいと思います。前回は調整中でした、前計画の振り返りをお示しさせていただいております。11ページで、計画全体の総括、13ページをご覧いただきますと、指標の総括をさせていただいております。指標の達成状況につきましては、達成／順調が5、漸進が6、停滞が4といったところになっています。

基本目標1の脱炭素社会の実現。この指標については、区内の温室効果ガス排出量削減でございました。区内の温室効果ガス排出量は目標達成に近い水準で削減されてまいりましたが、目標達成に向けては、なお取組を高めていく必要がある状況となっています。

基本目標2の循環型社会の実現は、先ほどお話がありました、区民1人あたりの1日のごみの排出量の削減です。こちらは既に目標達成の状況です。

基本目標5の「環境力」の高い人材の育成、そして、6のパートナーシップが支えるまちの実現。これは、環境教育、環境学習に関するものです。漸進が合わせて4、停滞が合わせて3という状況です。

こちら振り返りでは、令和元年度末から令和5年度初めにかけてのコロナ禍の影響により、環境教育や環境学習に関する活動の縮小を余儀なくされたため、目標値に対する指標の実績が振るわなかったという状況があります。コロナ禍の終息を受けて、活動は回復途上にあり、活動の活発化を図っていくとともに、次の計画につながっていくところですが、より魅力的な環境学習のコンテンツの提供や、環境教育、環境学習施設の有効活用などを図ってまいりたいと考えているところです。

資料3の意見4です。ウェルビーイングの記載に関するご意見です。こちらについては、資料4の20ページをご覧いただきたいと思います。

20ページ目の一番下の部分になります。ウェルビーイングの補足をさせていただいております。また、この計画では、ウェルビーイングの趣旨といたしまして、恵みや幸せといった表現を採用させていただいているところですので、そうした表現の見直し、確認をさせていただいたところです。

資料3の2ページ目、第3章 将来像と6つの基本目標 の意見6です。こちらは「GO GREEN いたばし」の記載に関するご意見です。こちら、資料4の20ページをご覧いただきたいと思います。真ん中の赤字の部分、「また」以降、追記をさせていただいております。

“GO GREEN”という言葉は、環境に配慮した行動を皆で取り組んでいこうということの意味しており、環境問題への意識を高め、持続可能な社会を目指すためのスローガンとして活用されているものです。活用例としては、横浜市の「YOKOHAMA GO GREEN」、神戸市の「GO GREEN KOBE」、また、大手インターネット関連事業者「GO GREEN Together」といった事例があります。

資料3、意見7です。こちらは基本目標の記載に関するご意見です。

基本目標につきましては、これまで主題と副題という形で併記をしていました。これに関して、前回の素案の中でも、「環境まちづくり」という副題の在り方、また、「地球との共生」の共生が生物多様性との関連を示すものではないか。また、ネイチャーポジティブの分かりやすい表記、各基本目標に関連づけた環境人づくりの表記といったご意見をいただきました。

基本目標については、区民の皆様に対して分かりやすく伝えていきたいと考えているところでして、基本目標の軸は維持しながら表記の見直しを行ったものです。資料4の21ページをご覧くださいと思います。

これまで主題、副題という形で別々に表記していたものを一つにまとめ、核となる部分を大きく打ち出すという表記に修正をさせていただいています。

例えば基本目標1は、「ゼロカーボンがつなぐ幸せを実感できる環境のまち」。ゼロカーボンがポイントとなっています。基本目標2は、「気候変動に備え地球に適應するまち」。また、基本目標3は、「資源を大切に作る循環のまち」、循環がポイントとなっています。基本目標5では、「自然の恵みと共生し ネイチャーポジティブを実現するまち」。ネイチャーポジティブがポイントとなっています。最後に、基本目標6は、「学び、育て、主体的に行動する環境人づくり」、環境人づくりがポイントとなっており、22ページ、23ページをご覧くださいますと、この環境人づくり、いわゆる環境教育、環境学習が各基本目標に向けた行動ができるような人づくりを目指すという趣旨での表し方に修正をさせていただいたものです。

資料3の2ページ目の一番下の部分、意見10のグリーンインフラの効果の記載についてのご意見です。こちらは、資料4の44ページをご覧くださいと思います。

「グリーンインフラ」について、コラムとして記載を追記させていただいています。その記載にもありますように、グリーンインフラは、自然環境が有する様々な機能を活用して、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組であり、特に本計画の自然環境に関する取組にも通じているところとなっています。

続きまして、資料3の3ページ目です。意見14、基本目標6の部分です。こちらのご意見と、環境教育推進協議会でのご意見を踏まえ、環境教育、環境学習の部分で修正を行わせていただいております。こちら、資料4の64ページをおめくりいただきたいと思います。

まずは、本審議会では学び合いの視点のご意見をいただきました。64ページ目の一番上の部分、基本目標の達成に向けた施策の部分で、「学び合い」の視点の追記をさせていただきましたほか、環境教育推進協議会でのご意見といたしまして、これまで「伝える、学ぶ、育てる」の三つを掲げていましたが、「学ぶ」「育てる」「行動する」の視点への変更を行っています。環境教育推進法の環境教育の手法の考え方も沿うものであり、修正をさせていただいたというところです。

また、65ページでは、協議会から寄せられたご意見といたしましては、赤字の部分が修正の部分になります。環境コンテンツの充実では、コンテンツについて、地域の資源の活用やデジタルとアナログのそれぞれの利点の活用といったご意見を踏まえた修正をさせていただいています。その下の環境教育の推進と人材育成では、地域の

資源（人材）の発掘の重要性のご意見を踏まえ、追記をさせていただいたものです。

以上が、前回の本審議会で寄せられましたご意見を踏まえた修正内容になります。

続きまして、資料4の58ページをご覧くださいと思います。前回は調整中だった内容を、58ページ以降、追記をさせていただいています。生物多様性地域戦略の目標を、「あらゆる主体が連携して、生物多様性を支える自然を保全・活用し、その恵みを持続可能に利用する」とお示しをしています。

59ページで、各施策の取組内容をお示ししています。

①みどりや水環境の保全・活用。こちらでは、生物多様性を支える自然の保全と活用を施策として掲げまして、湧水をはじめとした水や水辺などの保全に取り組むほか、区内の樹林地をはじめとした緑の保全や、公園の整備と管理、緑化の推進に引き続き取り組んでいくものです。

地域の生態系の保全を施策として掲げています。生物の生息状況の調査を行うとともに、ビオトープなどの保全に取り組み、自然、生物多様性を学ぶ場として活用していこうというものです。

②生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用。こちらは、生物多様性の普及啓発を施策として掲げています。自然の保全と活用の取組を進めていくため、生物多様性や自然環境に関する調査を継続的に実施するほか、その理解を醸成し、行動へとつなげていくための普及啓発に取り組んでいくものです。熱帯環境植物館やエコポリスセンターなどの拠点施設や生物生態園を活用した学びの場をつくっていくというものです。

60ページです。最後に、地域の自然に親しみ育む場・機会づくりを施策として掲げています。区内のみどり豊かな環境をめぐるツアーなど、地域の自然の価値や魅力を顕在化させ、体験できる機会をつくり、緑を楽しむライフスタイルを広げていくというものです。また、水辺や親水公園をはじめとした親水スポットの魅力向上に取り組むほか、荒川河川敷における「かわまちづくり」の取組など、水辺空間の活用、区民に親しまれる場・機会づくりを進めていくというものです。

最後に、四つの基本目標の施策の指標を今回お示しさせていただいていますので、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、32ページをご覧くださいと思います。こちらは基本目標のうちのゼロカーボンがつなぐ幸せを実感できる環境のまちの指標です。四つ掲げています。中心となるのが、一番上の区域における温室効果ガス排出量と、3番目の区施設における温室効果ガス排出量です。

区域における温室効果ガス排出量は、国の地球温暖化対策計画の目標で、2013年度比で2035年度に60%削減、これを踏襲したものとなっています。

上から3番目、区施設における温室効果ガス排出量で、区役所になります。こちらは国の政府実行計画の目標、2035年度に65%削減を踏襲したものとなっています。

続きまして、42ページをご覧くださいと思います。42ページは、基本目標2の「気候変動に備え地球に適応するまち」ということです。指標が二つ掲げています。

まず、気候変動に対応したライフスタイルの推進ということで、熱中症対策に関する指標として、クーリングシェルターの設置施設数を掲げています。そして、気候変動に対応した安心・安全なまちづくり、風水害対策に対応する指標といたしましては、雨水流出抑制量、これは累計になりますが掲げています。こちらは一定規模の土地での地区におきまして、降雨時に集中的に大量の雨水が河川や下水道に流入することを防ぐために、雨水浸透施設などの設置を促進しているもので、その雨水の抑制量となっています。こちらは届出を受け、雨水流出抑制量を確保するという性質上、目標値ではなく見込み値という位置づけとさせていただきます。

続きまして、47ページです。先ほど一般廃棄物処理基本計画の部分でもお話がありました、基本目標3「資源を大切に作る循環のまち」といたしまして、1人1日当たりのごみ・資源の量、年間総排出量の指標を掲げています。

52ページをご覧ください。こちらは、基本目標4「きれいな空気・水・クリーンな住環境を感じる安心健康のまち」。こちらでは、良好な生活環境の確保に対応する指標として、環境基準（大気汚染物質）の達成率と環境基準（自動車騒音）の達成率を掲げています。また、まちの美化の推進に対応する指標として、環境美化に関する活動への参加人数を掲げています。

58ページをご覧ください。こちらは、「自然の恵みと共生し ネイチャーポジティブを実現するまち」、基本目標5の指標です。

みどりや水環境の保全・活用に対応する指標として、河川の水質の環境基準達成と緑被率を掲げています。緑被率については、現在、同時並行で策定に取り組んでいるグリーンプランの内容を引用することとなっていますので、調整中とさせていただきます。

また、生物多様性の理解浸透に対応する指標として、生物多様性に関する区民への浸透度を掲げています。

64ページです。基本目標6「学び、育て、主体的に行動する環境人づくり」。こちらについては、機会づくり（情報・場）の促進に対応する指標として、エコポリスセンターの環境教育・環境学習のイベント・講座等の参加者数、そして、環境教育プログラムの実施施設数を掲げています。協働の取組推進の指標については、多主体連携のプロジェクトの実施数を掲げているところです。

以上、今回、各基本目標の指標をお示しさせていただきましたというところです。

最後に、資料5につきましては、新しい環境基本計画2035の関連事業一覧の案です。アクションプラン、実施計画で取り組む事業の一覧です。

まだ、調整中とさせていただいている項目があります。新規事業の検討調整を行っているものや、同時並行で策定をしております区の他の計画に位置づけられている事業というところで、これらの調整が整い次第、全体の関連事業として整え、お示しをしていきたいと思っております。

お時間を頂戴いたしました、説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 それでは、ただいまの審議資料についてご意見いただきたいと思っております。

○委員 様々な変更が加えられて、大変これまでの意見を反映させていただいた形に

なっているんじゃないかなと、感心をしていたところです。本日は、指標のところは新しいということでしたので、指標に関して幾つか思うところを述べさせていただきます。

今、課長から一通り指標が、32ページ、42ページ、52ページ、58ページ、64ページとそれぞれあるというご説明をいただき、事前に資料も拝見していたのですが、よい指標が入っているとは思いますが、それが今回の基本計画の理念として達成するために、バランスの取れた、そして、本来の目標をきちんとモニターする指標になっているかどうかという、まだ工夫の余地があると感じました。

大きなところから申し上げますと、ご説明の最後に、関連施策との調整をされている、環境部局だけではなく、ほかの部局とも調整をされているというお話がありました。先ほどこの議題の前の廃棄物のところにもありましたけれども、全体として目的のところに向かっていくか、環境担当課だけではなくて、区の施策全体として目標達成に向かっていくかを考慮することが重要だと考えます。区の施策全体を立体的に捉えて、総合的に分野横断的にやっていくことが重要だということは、ずっとこの審議会を通して議論されていて、先ほど他の委員からもまさしくそのとおりのご指摘があったと思うんですね。ですから、指標のところは、恐らく他部局で実施されているものを横にらみを見ながら、大事なものをきちんと入れていくということがまず重要なことだと考えます。

次に、指標の設定ですが、これはなかなか難しい。皆様もやっているし、私も自分の仕事をやっていて思うのですが、「最終結果」を測定する場合と、途中の「プロセス」を目標として定めて、その進捗度を測定する二通りがあります。同時に、物事はそんなに単純じゃなくて、一つ目の施策の結果が、次の施策のパラメーターになっていて、それが最終的な結果につながるという、単純に1対1の対応になっていない場合もあります。指標を取るののがとっても難しいのは承知しているつもりです。それを踏まえた上で、例えば第1目標に関しては、恐らく結果指標だけが示されていて、第2目標に関してはプロセス指標だけが示されていると思います。こうした視点で見ると、あまりバランスよく指標が設定されていないのではないのかという印象を持ちました。

一番分かりやすいところはどこかと申しますと、生物多様性のところがあるのですが、生物多様性、ネイチャーポジティブを実現するためには、実に複雑で様々な施策を打たなくてはいけないんですけれども、最終的に生物の多様性、一番簡単なのは、板橋区さんも生物多様性調査をやっていらっしゃるじゃないですか。その生物種の数値が上がっているとか上がっていないとか、そういうすごく単純なところがまずあって、そのためには緑地面積をキープしなくちゃいけないとか、あるいは湧水のことについてもおっしゃっていたかもしれませんが、そういう自然環境をきちんと守っていく。それは、何ですかね、最終目標のために何をしなくちゃいけないのか。それが、それぞれの施策とどういうふうに関係しているのかと、そういうことが立体的に分かる指標設定を心がけていただくと大変よいのではないかと思います。

とても難しいことで、環境局、ほかの部局と関連することがたくさんあるので、調整は大変だと思うのですが、ぜひ今回できるところまで頑張ってくださいと考へましたので、引き続きよろしく願いいたします。

○環境政策課長 大きくは、まず1点目の他の計画との指標の横並びというところにつきましては、ご指摘のように、環境基本計画の中で位置づけている指標ということも、他の計画とも関連する指標がございますので、また、そのほかにも、要は採用に値するといいますか、指標があるかどうかということにつきましても、他の関連計画の指標ということとの改めての確認ということの中で、私どもの指標の位置づけというものを精査、再確認いたしたいと思っています。

2点目の指標、結果指標とプロセス指標ということに関しては、指標の難しさを感じているところではありますが、その指標の持っている意味合いをどういうふうにお示ししていくべきかということも考えておりました、いわゆる指標で求める水準というのが一体どの程度の水準にあるのかといったところで、このプロセスに関する部分ですが、例えば区域の温室効果ガスの排出量というものについては、結果だけを見ると、毎年削減していきましようということなのですが、現状値を見ますと、現状は目標を達成しておりません。そうすると、プロセスの段階では、特に初期の5年間、頑張っ て削減をしていかないと目標達成に到達しないという状況がございますので、確かに結果ということを見据えて指標をお示ししているところがありますけども、指標の中には、そのプロセスが基準年と目標年だけを捉えて語れないものもありますので、そうしたところを、ご説明も含めて、指標の意味というものを、改めて点検をさせていただきたいと思います。結果指標、プロセス指標ということで、指標については、今後10年間、私どもが取り組んでいく上での軸となる部分ですので、今回お示しをさせていただいた指標につきましては、お寄せいただきました意見を踏まえて、改めて精査の上、ご提示をさせていただきたいと思っています。

○委員 二つ、追加で申し上げさせてください。

新しく施策の中に入り込んできたものは、既存の指標が追いついていなかったりとかして、出すのが難しいという状況がございます。だけど、だからといって、指標がきちんと設定できないと、基本計画全体を見たときに、そこは重要じゃないんじゃないかとか、区として力が入っていないんじゃないかという誤解を与えかねないと考えます。ですから、新しいところをどんどん頑張っ て、よい指標を設定されるのが良いと思います。

具体的にはどこかというところ、一つはネイチャーポジティブのところだと思います。もう一つは循環のところ、今日、午前中の議論を聞いていて、循環というか、廃棄物処理に関してはきちんとした指標が既に存在しているのですが、今般新たにチャレンジしているところ、すなわち循環経済を大きく打ち出している部分について、そこに関わる指標をどういうふうに設定していくのが重要だと考えます。先ほど教育委員会も関係があるという話もありましたし、それから、私自身としては、産業振興の部局のところで大変関係があるのではないかと考えております。そうした他部局で取り組んでいる指標を何とか持ってきて、立体的にすることによって、区として循環経済への移行を目指していて、それをモニターしますよという姿勢を示すことが非常に重要だと考えました。

最後のポイントです。前半の五つの目標と最後の人づくりの目標について、人づくりが、五つの目標に対して分野横断的にかかっていますよというご説明になっていて、

すばらしいと思いました。その一方で、人づくりの指標が個別目標の中に組み込まれているものと、そうじゃない目標が今混在してしまっていて、可能であれば、第一目標に対してはこんな人づくりを考えている、第二目標に対してはこんな人づくりを考えているという、人づくりのブレークダウンができることによるのかなど、個人的には感じました。

○環境政策課長 2点、特に新しい視点での指標ということで、ネイチャーポジティブのところは、今、事例として区で行った調査で、いわゆる種の数というのがどれくらいあるかというものの結果を出しましたので、そういった視点や指標、その他、循環部分についての視点を含め、また、人づくりのブレークダウンということで、指標設定については非常に重要な視点と考えておりますので、いただいたご意見を踏まえ、改めて指標の設定の精査を行っていきたいと思っています。次回の審議会での素案の中でお示しできればと考えています。

○委員 大きく四つありまして、将来像、それから基本の3、4、6についてそれぞれあるんですけども、順番にご質問させていただければと思います。

将来像については、20ページ、21ページのところにあると思うんですけども、このグリーンとかみどりというところを一つの一覧として全体を統括するのは非常にいいこと、今のこの世の中の中の世界の流れから見ると、非常に重要ないいまとめ方だと思っています。ただ、ちょっと言及がないのが残念なのが、生物多様性条約も本当にいろいろなことに富んでいて、30 by 30という考え方が示されまして、2030年までに30%、いわゆる健全な環境に持っていこうという考え方があって、それを達成するとどういう効果があるのかということ、環境省のウェブサイトとかいろいろな方針の中に出されているんですけども、それはもう、ここに書かれていることを全て網羅しているんですね。つまり、その方向性でやっていけば、いろいろな横のつながりで効果が期待できるみたいになっていって、非常にいいメッセージになっていて、ぜひ、その辺りもぜひ意識しながら、作文のところになると思うんですけども、ぜひ、これから10年ですね、これを使うということになってくると、そういう世の中の流れに沿っていくということが重要かと思っていますので、そこを一つお願いしたいというところです。

さらに、ここに関連して、ちょっと注意を払っていただきたいのは、目指す将来像として、「みどりをはぐくむ循環共生共創のまち、GO GREEN いたばし」というのがあって、すごくキャッチーでいいんですけども、最初の「みどりを育む」というところは、恐らく皆様がイメージするのは、自然であり、まさにネイチャーポジティブという意味での自然というところを意識されていると思うんですけど、英語で「GO GREEN」とか「GREEN」といったときは、必ずしも自然だけを指さないんですよ。例えば、温室効果ガスの排出を削減するというのも、そこに向かっていくのも、GO GREENだと思いますし、循環経済になっていくこともそれに該当したりするので、日本語の最初の部分と、その下の「GO GREEN」の部分が、ちょっとニュアンスというか、受けるイメージが変わってくるなどというのはあって、それを狙ってやられているなら全然いいんですけども、意図せずということであれば、少し注意深くやっていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、ここでのカーボンニュートラルの話とネイチャーポジティブの話というのは非常に強く打ち出されているんですけども、ちょっと、この循環経済、サーキュラーエコノミーに関する言及が全体として弱いかなど。ここで言うと、「資源を大切に作る循環のまち」というところに全ての重荷を背負わせているという感じがあって、この循環経済を少し大事にするというところをちょっと気にしていただきたいというところがあって、その辺りが、その次の基本目標3というところに飛ぶのですが、46ページ、47ページの辺りで、今、委員からご指摘もあったんですけども、ここに、例えば「資源を大切に作る循環のまち」という目標であり、あるいはここに循環経済という、ここにしか書かれていない感じなので、そのときの目標として、やっぱりごみの総排出量だけ、指標がそれでいいのか。前回は実は、多分コメントしたと思うんですけど、なかなかリサイクル率が指標としては難しいので、第一の目標としては、指標としては総排出量とか1人1日当たりの排出量で進めたいと思いますというお話だったんですけど、やっぱり、次の10年を考えたときには、サーキュラーエコノミーや、あるいはもうちょっと、せめて循環型社会ということで考えたら、リサイクルに関する何らかの指標というのは入れていければなというふうに思います。

もう一つは、ここにも書いている、「板橋かたつむり運動」に多分言及があるので、3Rと言っているんですけども、一般廃棄物処理基本計画の中でも、3Rの中でも、特にリデュース、リユースの2R、ここが非常に重要だというメッセージを含めて、今進めていただいているかと思います。これ、世の中の的にもそうだと思いますし、ぜひ3Rの中で特に2Rを強調してという部分を、食品ロスの削減とかにもつながってくると思うんですけども、そういったメッセージもぜひ入れていただければなというふうに思います。それには多分今後アップデートがあると思いますので、お願いしたいところになります。

それから、基本目標4については、53ページのところなわけですけれども、ちょっとここはまた毛色の違う意見というか、コメントなわけですけれども、一つは騒音、振動への対策。これはもちろん非常に重要な部分なんですけれども、一方で、今、先日の八潮の事故なんかがあったように、インフラの総点検というところが進められていることになってくると、これから思います。道路であったり、排水管であったりというところを工事してくるとなると、当然その振動がこれまでとは違う形でたくさん発生するということが想定されるわけで、ここには、実際、事業者が周辺環境に配慮を促していきまうということを書きいただいているんですけども、こちら辺、区民の皆様にも、こういう事情でこういう工事が増えるのでというところは、やっぱり理解していただくための何か機会というのは持つべきじゃないかなというふうに思います。これまでのように、いわゆる道路の整備とか修繕とかだけではないような公共工事が増えてくる可能性が多分に見込まれますので、それはぜひあらかじめ含んでいただければなというふうに思います。

それから、ここでもう1点、その下のまちの美化の推進というところで、一般廃棄物処理基本計画のところでも、周辺の方のごみ出しのマナーがとか、夜に出す人がいてというところは、実は、それはごみの部分でもあるけど、もちろん美化の部分でもあると思うんですね。ですので、こういったところにも、ちょっとその辺のポイ捨て

とかクリーン作戦というところがあるのですけども、集積場の美化というところも少しここに入れておいていただくと、横断的な取組というか、横のつながりという点でもいいのかなというふうに思っております。

長くなって恐縮ですが、最後、基本目標6ですけれども、ここは環境人づくりというところで、特段の意見というかコメントなのですけども、先ほど一般廃棄物処理基本計画に関連して、この辺の環境教育や人づくりの話にたくさんご意見があったんですけれども、ある意味、個別テーマの話になると、それぞれここはどうなっているんだという指摘が出るのですけど、この環境教育の部分って、ごみだけではなくて、全体の、この審議会で取り扱っていることだけでもないかもしれないですけど、もっと幅広に教えていくとか知っておいてもらうということが必要ですので、ごみの部分に、ここに書いてあることをごみの方に引っ張ってきて書いていただいているかもしれませんが、横のつながりとか横断的なことを考えると、幅広に、1個の事象だけではなくて、あるべきことはこんな問題にも深く関わっているね、つながっているねというような考え方を持てるように、何か場というか、教材というのを持っていただけるといいかなというふうにも思います。

重要なのは、板橋区のごみのルールを知っていただくというのは、一つ、それは教えるべきことかもしれないですけれども、例えば板橋区から違うところに越したとしても、場所が変わったからもう何もできませんというのではなくて、どういう考え方でごみを取り扱うのか、あるいは環境に対してアプローチするのか。エネルギーもそうですし、自然を守るというのもそうですけれども、そういう考え方を身につけるとするのが非常に重要なことかなと思いますので、恐らくそういうことを含んでいただいていると思うのですけれども、ぜひ、さっきちょっと一般廃棄物のところで、すごく細かなご指摘があったので、そこだけじゃなくて、全体感を持って進めていただきたいというお願いになります。

○環境政策課長 まず1点目につきましては、将来像の部分で、みどりの部分、自然環境を保全していくという視点の中で、ネイチャーポジティブについては、ご指摘のように、30 by 30ということは、この審議会でもこれまで取り上げていただけてきたことでして、そうしたことを背景として、こちら、内容の方をまとめさせていただいているところですので、記載の中では30 by 30というものが、確かに表立ってさせていただけていないというところもありますので、この辺りはネイチャーポジティブ全体の記載の仕方ということを改めて検討、精査をいたしたいと思っています。

あと、「GO GREEN」は、おっしゃるとおり、非常に広い概念で皆様使われていますので、これが自然だけではなく、そういう循環経済であったり、幅広い概念ですので、読んでいただいた区民の皆様にも、その辺りの違いが分かるような説明、表記の仕方ということは、改めて点検をさせていただきたいと思っています。

また、サーキュラーエコノミーの取扱いについては、さきほどもご指摘ございましたが、そうした視点というものをもう少し盛り込んだ内容というようなことで、こちらについても素案の修正の中で検討させていただきたいと思っております。

騒音、振動は、おっしゃるとおり、いわゆる道路管理の視点ということもありますので、こういう視点とどう関わっていくのか、情報提供などは道路管理者にさせてい

ただいたりということがありますので、その辺りにつきましてどのような関わりが考えられるのかということかと思っています。

また、環境教育・環境学習は、先ほどの一般廃棄物処理基本計画の中での、ごみだけではなく全体を捉えたというところの、まず出発点というものを改めて踏まえながら、この環境教育・環境学習の進め方ということについては、いま一度、その辺りの視点の捉え方ということ、精査、再確認したいと考えています。

○委員 それでは、資料4の42ページ、施策の目標・指標の関係で、クーリングシェルターの設置施設数の目標設定についてお尋ねしたいと思います。

この目標について、目標の数値については現在検討中のものということですが、関係機関との調整等もあるでしょうが、5年ごとに15か所ずつ増やして、2035年には30か所増やしてトータルで128か所に設定されるということですが、どのような考え方でこれを増やしていられるのかということ、1点お尋ねしたい。

もう1点は、クーリングシェルターが現在98か所あるということですが、私の勉強不足で申し訳ありません。実際に板橋区内のどこの地域に設置がされているのか、はっきり申し上げて、私は分かりません。区民の方の中にも知らない方が多いのではないかと、そういう状況ですと、熱中症対策に関する取組を区民の方に知らせていく必要があると考えます。まずは拡充していく段階で、クーリングシェルターの設置箇所をこの計画表の中の補助資料として作成されるかどうかということが1点疑問です。補助資料を作成して区民の方に周知していくことが必要と考えます。せっかく良い取組をされているのに区民の方が全然分からないということでは、いわゆるクーリングシェルター設置の意味がなさなくなると思います。是非、補助資料として設置箇所を周知する資料を作られたらどうかと考えます。当然ながら拡充していくわけですから、どのように区民の方へ周知されるのか、教えていただければと思います。

○環境政策課長 クーリングシェルターについては、熱中症アラートの制度も変わってきた中で、現在は区の施設を対象に、クーリングシェルターの設置ということを進めてきたということです。現在検討中ということではありますが、今後、民間施設への拡充ということも睨みながら、この2035年に向けて、さらに設置を推進していこうと考えています。

ご指摘のように、まず結論といたしましては、補助資料ということについては現在作成していなかったところですので、今お話のありました、例えば地域別にどのような分類になっているのか、こういったところの検証というものを、区民の皆様にお知りいただくものとしては、非常に有効なものかと考えておりますので、補助資料の作成につきましては、主管課との協議をして進めていければと考えております。

○副会長 本当に些細なところなのですが、資料4の35ページのところに、スマートシティの取組の事例として、コラムの中で柏の葉の事例を取り上げていただいているのですが、ちょっと前回の審議会でもお話ししたかもしれないのですが、気候変動対応策、適応策でのお話の中で、市役所とか避難所指定のあるようなところで、太陽光、蓄電池、あるいはEVの活用とか、そういったところを入れるべきなのではないかといったところでお話ししましたが、今回、ちょっとそういう視点というか、細かな話が入っていない代わりに、このスマートシティのところのピ

ークカットの話ではなく、例えば浜松市のグリッド8とか、公共施設とそういった太陽光、蓄電池、EVなんかを組み合わせ、スマートシティとして防災に活用している事例の方も載せた方がよいのではというふうに、ちょっと思った次第です。

○環境政策課長 こちらといたしまして、スマートシティ、非常に全国でも取組が進められている中で、どういったものを区としての参考として掲げるかということで今回お示しをさせていただいたところです。今、お話がありましたけども、前回の審議会で気候変動対応の一環として、そのような蓄電池、いわゆるエネルギー確保の問題や電気自動車を絡めた取組をお話いただきまして、そうした方向も、スマートシティ、環境の取組としては非常に有効なところだと思っておりますので、そういった意味では、今回、柏市の事例を取り上げさせていただいていますが、そうした防災面なども加味したまちづくりの取組ということも、今、浜松市さんの事例を挙げていただきましたが、そうしたところも通じるころと思っておりますので、浜松市の内容を確認させていただいて、差し替えも含め、こちらの内容については改めて検討させていただきたいと考えています。

○委員 59ページ、みどりや水環境の保全・活用についてお尋ねいたしますけれども、全然規模は違うんですけども、北海道なんかは水資源のところを外国人に相当買われているという話があります。板橋区内で、この水資源の基を持っている、例えば湧水が出るところとか、そういうのを個人で所有しているところというのは、あるのか、ないのか。その辺はいかがでしょうか。

○環境政策課長 今のところは、私どもの現在の理解では、いわゆる湧水を個人で所有しているところはないかなとは思っているのですが、湧水の保全とともに、いわゆる地下水、井戸の保全ということも、併せて取り組んでおります。

井戸については、非常に一般の区民の方が井戸をお持ちで、それを保全しながら使われているということで、そういった施策の方も、私どもの方も取り組んでいるところです。そうした意味では、広く湧水、地下水という全体の水資源という観点では、区民の皆様のお持ちの水資源ということを保全していくという視点はあろうかと考えております。

○委員 個人情報でございますから、いろいろ困ると思いますけれども、こういうところが板橋区内だったら、規模は小さいと思いますけれども、どんなことが発生するか分かりませんので、その辺もよく調べておいた方がいいかなと思います。

○委員 前回の意見の1番のところに、組織横断的に取り組むということと、基本構想、基本計画でしているのです、そのことについて記載した方がいいということで、今回の4ページの方にそういった記載を追記していただいたというか、そういったご報告がございましたけれども、例えば素案の53ページの騒音振動のお話ですけど、先ほどもございましたけども、例えば自動車の騒音につきましては、私もいろいろと区民相談なんかもいただいておりますけれども、土木部局と密接に関わる事項だというふうに思うんですね。

建設作業現場からの騒音につきましても、これは生活の環境のことですので環境部局の方で位置づけられておりますけれども、その対応ですとか、そういった専門的な知見というのは、やはり工事設計部局ですとか、そういったところの連携が必須な内容

なのだろうなというふうには思っております、そういった具体的なアクションというのは、この基本計画には記載されないのかというふうには思いますけれども、こういった土木部局との連携ですとか、組織横断的な対応をしていくというような記載については、こういったページにも盛り込んでいってもいいんじゃないかなというふうには思っております。

また、54ページの方には喫煙マナーの方のお話もございまして、駅等のキャンペーンですとか喫煙マナー指導員の呼びかけですとか、そういったことは環境部局の方で取り組んでいただいておりますけれども、例えば道路上から一步、公園の中に入って喫煙している場合には、その管理は公園を管理している所管になるというふうに認識しているんですね。ただ、公園のベンチで喫煙をしている煙が、その横の歩道を歩いているお子様連れのご家族には悪影響になっている。そういった区民相談もありまして、つまりこういったことも、所管を超えた連携によって改善していかなきゃいけないというふうに考えてございまして、こういった喫煙マナーの促進につきましても、こういったページに組織横断的な対応というようなことも記載していくような必要があるのではないかと思っておりますが、お聞かせいただければと思います。

○環境政策課長 まず騒音の部分ですが、現在、区内の騒音の状況を把握させていただいているというところがございまして。一例では、自動車騒音などについては、いわゆる騒音を軽減していくということについては、場合によっては道路の対策が必要となりますので、例えば都道でしたら、東京都の方にその騒音の状況を提供させていただいて、そうした道路整備などの際の参考に活用していただいたりという、おっしゃるように、土木分野とのそうした連携というところも取っているところです。全体として、その連携の在り方をどのようにこの記載の中にお示しできるかということに関しましては、改めて精査をさせていただきたいと思っております。

○会長 もう終了の時間になりましたので、まだ発言したいんですけど時間切れでという委員もいらっしゃるかと思いますので、事務局の方に今日言えなかった意見があればお出しただければと思います。

それでは、第66回板橋区資源環境審議会を閉会いたします。進行を事務局にお返しします。

○環境政策課長 本日も大変活発なご審議、ありがとうございました。その他ご意見がございましたら、事務局までお寄せいただければと思っております。よろしく願いいたします。

次回の会議は9月8日月曜日の午後3時からです。大変お忙しいとは存じますが、ご出席をお願いできればと思います。

それでは、以上で、本日の第66回板橋区資源環境審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方、大変ありがとうございました。